

## 上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化を図るため、外国人観光客の誘客、当該観光客の受入態勢の整備等のインバウンドの推進に取り組む観光事業者に対して、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所を有する宿泊、飲食、物販、交通その他の観光事業を行う人及び団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、インバウンドを推進することを目的として実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 外国人観光客の誘客のための営業活動に係る交通費（空港税等を含む。）、宿泊費及び商談会等への参加費
- (2) 外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のための商品のメニュー表、パンフレット及びチラシ等の外国語翻訳料、印刷製本費及びデザイン作成に要する費用（既に作成している印刷物の改訂及び増刷に要する費用を除く。）
- (3) 外国人観光客の誘客又は受入態勢の整備のためのホームページの作成に係る外国語翻訳料（既に作成している外国語ホームページの改訂に要する費用を除く。）、外国語ホームページの初期作成費用及び自動翻訳機能の導入費用
- (4) 外国人観光客の受入態勢の整備のための看板の外国語翻訳料
- (5) 外国人観光客の受入態勢の整備のための研修会等の開催に要する費用
- (6) 外国人観光客の受入態勢の整備のための多言語翻訳機の導入費用

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体その他公共的団体から同項に規定する経費について補助を受ける場合は、同項に規定する経費から当該補助を受ける額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、一の補助対象者につき、1年度当たり2回までとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、補助対象事業に係る見積書の写しとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収書その他補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 補助対象事業に係る成果品、補助対象事業の実施内容を確認できる写真その他補助対象事業を実施したことが分かる書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市インバウンド推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月4日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。